

第IV章 高齢化社会を支える基盤整備

ここでは初めに、高齢者を含む幼児・児童・青少年・障害者等に関わる地域福祉のネットワークについて、高島平団地を中心に展開されている「高島平地区小地域ネットワーク」の事例について述べる。次に、板橋区で展開されているNPO活動の実態について述べる。

1 高島平地区小地域ネットワークの概略

ここでは、高島平地区小地域ネットワークの概略について述べるが、先ず「ふれあいのまちづくり事業」と「小地域ネットワーク」について説明する。その理由は、高島平地区小地域ネットワークは「小地域ネットワーク」を出発点として発足し、「ふれあいのまちづくり事業」を基盤としているからである。

(ア) 「ふれあいのまちづくり事業」

「ふれあいのまちづくり事業」とは、厚生省（当時）が実施している国庫補助事業で、区市町村社会福祉協議会が主体となり行政等の関係機関と連携し、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支えあう地域社会作りを目的としているものである。その活動内容の意義は、住民参加の地域福祉事業として、(a)地域福祉活動推進のための啓発普及、(b)地域における新たなサービスや活動の開発、(c)在宅高齢者・障害者等に対する福祉サービス、(d)児童・青少年の健全育成、(e)高齢者・障害者・児童・青少年などの社会参加、(f)ボランティア活動の推進などである。

また、重点課題としては、(a)総合相談・援助活動の確立、(b)小地域ネットワーク活動の強化、(c)在宅福祉サービスの企画・実施、(d)施設との協同事業の企画・実施、(e)福祉教育・ボランティア活動の推進などが挙げられている（出典：厚生省社会局『ふれあいのまちづくり事業の実施について』、東京都『「ふれあいのまちづくり事業実施要綱」』）。

そして、その土台作りを行うための5年間は、国・都・区が三分の一ずつ補助を行っている。東京都では6区16市1町が実施または完了しており、板橋区社会福祉協議会も平成9年度から実施している（板橋区社会福祉協議会に関しては後述する）。

(イ) 「小地域ネットワーク」

「小地域ネットワーク」とは、上記の「ふれあいのまちづくり事業」の中の一環とし

て、重点課題の一つとして挙げられているものである。

一般的に言われている「小地域ネットワーク」とは、小地域において福祉問題を抱える当事者を支える、近隣住民を中心とした個別支援の組織であり、また、福祉問題を抱える当事者を日常生活圏で温かく包み込み支えていく、近隣住民を中心とした個別のネットワークである。言い換えると、福祉、保健、医療関係者等と住民が手を結び、福祉問題を抱える当事者の生活を原点として、実践活動を通じて、当事者が安心して生活できる地域ケアの創出を形成する福祉コミュニティである。

小地域の範囲については、小学校・中学校区域を指したり、自治会・町内会の範囲を指したり、もっと小さい近隣の範囲を指したりするが、その範囲は一定ではない。

その活動目的は、福祉環境にあったニーズを早期に発見することであり、また、日常的で比較的簡易なサービス・援助や緊急対応を行うことを目的としている。

その活動に取り組む意義としては一般的に次のようなことが挙げられる。(a)水準の高い在宅福祉サービスの用意、(b)福祉ニーズの早期発見と早期対応、(c)自立への意識の推進、(d)最適な福祉サービスの提供、(e)福祉教育の学習、(f)行政の福祉施策では担えないサービスの実施などである。

「小地域ネットワーク」の活動において、厚生省が示している具体的な活動は、高齢者等を支える4～5名くらいのチームを編成することである。このチームは「見守り支援チーム」と呼ばれているが、その活動内容は、参加者自身に出来る範囲を決定してもらい、実施に移すこととしている。

(ウ) 「高島平地区小地域ネットワーク」

「高島平地区小地域ネットワーク」は、上記の「小地域ネットワーク」の見守り活動を出発点として発足したが、実際には、「ふれあいのまちづくり事業」そのものを実践する形にまで発展している。

元になった考え方は、上記の「小地域ネットワーク」の概念であるが、「高島平地区小地域ネットワーク」は、福祉問題を抱える当事者もネットワークの一員であるという位置付けで、担い手と受け手という関係の考え方ではない。また、高齢者等の社会参加を助長することを基本に置き、人間としての尊厳の保持、疎外感の払拭、心豊かに生きていける環境作りを中心に考えられている。

ここでは、「高島平地区小地域ネットワーク」とはどのような内容なのか、会則をもとに紹介する(参考資料参照)。

その活動目的は、地域住民である高齢者等が不安のない安全な日常生活が営めるよう、住民相互の助け合いや交流・援助の輪を広げ、共に支えあうよりよい地域社会づくりに寄与すること、である（会則第3条）。

その活動内容は、(a)高齢者等に対する見守り・交流・援助などの活動、(b)幼児・児童・青少年の健全育成に資する活動、(c)地域福祉活動推進のための啓発普及活動、(d)高齢者・児童・青少年などの地域社会活動への参加を促すための活動、(e)各種の文化活動、(f)会員の研修および会員の親睦活動、(g)その他、目的を達成するために必要な活動、である（会則第4条）。

その活動で基本となる単位は、一つはネットワーク全体であるが、もう一つはコロニーと呼ばれる数名の会員で構成するグループである。このコロニーとは、ある活動を主として行うグループのことを指すわけだが、会員は別のコロニーにも所属でき、コロニー間の結合もあり得るとしている。つまり、各コロニーや会員が有機的に結びつくことが可能な「ネットワーク」なのである（会則第7条）。

事務所は、板橋区立高島第二中学校に置かれていることから、地域学校とも連携を図っており、地域内の小学校・中学校・高校の学校長を代表者とするネットワークの単位組織として参加を求め、児童・生徒の健全育成と社会参加を促すために連携し、相互に協力するとしている（会則第8条）。（地域学校に関しては後述する）。

また、活動の円滑化・適正化に必要な助言を求め、講演依頼などをするために、専門家・有識者・経験者などのオブザーバーも会員として参加している（会則第9条）。（尚、筆者はオブザーバーの会員として参加している）。

ネットワークの円滑な運営のために事務局が設置され、また、書記、会計、会計監査の各担当者も置いている。その他、各種委員会、企画部、広報部なども設置している（会則第10条）。

(1) 高島平小生地域ネットワーク発足の背景

(ア) 高島平団地のおかれている状況

高島平地区小地域ネットワークは、名称からも分かるように、高島平団地を中心とした人的ネットワークである。

この高島平団地は、昭和30年代まで東京の穀倉地帯と呼ばれていた徳丸たんぼに建設された団地であり、昭和44年12月から日本住宅公団（現・都市基盤整備公団）により

高層住宅が相次いで建設された。

当初、5,000戸程度の規模で計画されていたが、政府・公団の「戸数消化」政策の中で、計画の約2倍の10,170戸に変更された。そのため、高層住宅をより高層化し、3DKなどの大型住宅戸数を減らし2DK・1DKを作り、同じ敷地面積中の戸数を倍にするなど様々な手を施した。

入居当時の昭和50年代前半では、団地全体の人口は約30,000人おり、比較的若い世代の入居が多かった。団塊の世代が中心に一挙に入居する形となり、第二次ベビーブームも迎えた。それから30年経った現在では、団地の構造上、二世帯住まいは難しい状況にあるため、第二次ベビーブーム時の子供たちは成長すると独立して団地を去っていく。それと同時に、空家入居の抽選においても、高齢者が約5倍有利に当選するような優遇措置を取っているため、新規入居者にも高齢者が多くなっている。高島平団地でも少子高齢化現象は確実に進行しており、二丁目団地住民のうち50歳以上の住民は50%、14歳以下の住民は10%で、少子高齢化は毎年7%ずつ進行している。(出典：『高島平団地の未来～少子高齢化のゆくえ』、大東文化大学法学部政治学科中村ゼミナール)

(イ) 高島平地区小地域ネットワーク構築の背景

こうした状況の中で、高島平団地は必然的に地縁血縁の希薄な地域となった。その上に、少子高齢化に対する漠然とした不安感や、青少年・児童・生徒を取り巻く生活環境の悪化、大人と子供たちの関係、近所づきあいの喪失など、具体的な問題が山積するなかで、本来地域でなければ解決できないことがたくさんあることを、多くの住民が認識していた。また、高齢者が人間としての尊厳を保持し、疎外感を持つことなく、心豊かに生きていける地域コミュニティづくりの重要性を感じていた。しかし、その解決の意欲はあるものの、何をしてもよいか分からずに第一歩を踏み出せない状況にあった。

また、既存の組織が必ずしも地域コミュニティづくりの担い手としての機能を果たすことに成功していない状況にあり、さらに地域に即したまちづくりということから、行政が対応することになじまない側面もあった。

さらに、少子高齢化などの時代背景があるものの、高島平団地住民、地域学校、社会福祉協議会などにそれぞれ強力な推進者がいたこと、それぞれの危機意識からくるニーズにこのネットワークが目指したものが合致したことなどから、この高島平地区に小地域ネットワークが生まれたものと考えられる。

(3) 社会福祉協議会と地域学校

(ア) 社会福祉協議会との関係

高島平地区小地域ネットワークは、その構想段階から現在にいたるまで、板橋区社会福祉協議会と連携しながら、その運営・活動にあたってきた。社会福祉協議会は、社会福祉法により全区市町村に設置されている民間の社会福祉法人である。

板橋区社会福祉協議会は、この「小地域ネットワーク」の発想からネットワーク構想を板橋区内の地域に、とりわけ少子高齢化現象による地域の特殊性を持っていた高島平地区に投げかけ、発足までに多くの協力・支援を行ってきた。そして、発足後は公益事業を行う社会福祉法人としての立場から、この高島平地区小地域ネットワークにはオブザーバーとして参加しており、情報提供を行い、行政とのパイプ役も果たしている。

(イ) 地域学校との関係

現在、このネットワークには、板橋区立高島第二中学校・西台中学校・高島第二小学校・高島第七小学校の地域学校がメンバーとして加わっており、各学校は、学校長を代表とした形で参加している。これらの学校は地域の中にある学校として、地域コミュニティとしての役割を果たそうとしている。特に、高島第二中学校は、ネットワークの事務所となっており、連絡会や講習会などを行うときに利用されている。

小学校・中学校は、2002年度から新学習指導要領の完全実施に伴い、「総合的な学習の時間」を設け、人とのかかわりを大切にして、体験学習を重視した「生きる力・豊かな心」の育成を目指していく。こうしたことから、学校側は家庭・地域との連携重視に立った創意を生かした特色ある教育活動の実現と、地域コミュニティの形成を目指しており、その一環としても、小地域ネットワークに参加している。

高島第二中学校に関して言えば、2000年度から学習指導要領の移行期間に入ったことにより、「総合的な学習」の模索の結果、職場体験を行っている。小地域ネットワークの人的ネットワークを活用し、職場体験の受け入れ先を小地域ネットワークにお願いしており、昨年は官民間わず数多くの職場を紹介されている。

そして、同地区内にある大東文化大学は、正式なメンバーとしては参加してはいないが、ゼミ学生の調査研究がきっかけとなり（1999年・『高島平団地の未来～少子高齢化のゆくえ』、2000年・『商店街の再出発－板橋のまちづくり－』）、ゼミナールの学生がこのネットワークにメンバーとして参加している。（このことは、他のメンバーの方々より、ネットワーク全体の活性化に役立っているとの評価を受けている。）

高島第二中学校は、ネットワークの事務所となっており、連絡会や講習会などを行うときに利用されている。学校の二大事業である文化祭、体育祭への協力など、学校と小地域ネットワークのギブ・アンド・テイクの対等なパートナーシップの関係が築かれている。小地域ネットワークの運動会や職場体験への協力体制について、ネットワークが学校運営にとって、欠かせない存在になってきている。

さらに平成13年度から高島第二中学校には、空き教室を利用した“地域開放教室”が作られ、地域開放教室の利用を希望するときは、学校長に使用目的と使用時間を連絡するといった簡単な手続きで使えるようにハード面について、次第に整備されてきた。

小地域ネットワークは現在地域開放教室をソフト面の充実にむけて、地域の方々、高齢者の憩いの場・学びの場・くつろぎの場・交流の場として、また一方では、生徒たちとの自然な交流の場とするべく、具体的な活動計画の策定にとりかかっている。

一例として、小地域ネットワークは、地域の高齢者を、囲碁、将棋、紙芝居、語り部などの指導者や講師として迎え、定期的に開催するクラブ活動を計画している。また、ネットワーク会員の保健婦が中心となって、気軽に立ち寄ってもらえるような定期健康相談会も計画されている。

このような計画を実施するにあたっては、会場設定や参加の呼びかけ、参加を希望する高齢者の会場と家庭との送迎など、中学生・高校生に参加してもらえる活動になるよう計画されている。これは、地域の高齢者と生徒たちとの交流の場としても活用が期待されている。

このように、小地域ネットワークが中心になり、高齢者や小・中学生、高校生が参加できる場をプランニングし、運用のソフト面の充実に努めている。

このような状況を整えるために大きな役割を担ったのが、地域と学校との関係において、一方的に何かする、されるのではなくて、お互いにできることを模索し、ひとつずつ実行に移していったことである。このように、学校全体が主体となって地域社会と取り組むようになってきたのである。

(4) 「高島平地区小地域ネットワーク」の活動

高島平地区小地域ネットワークの活動は、連絡会や企画会議などを通じて決定されていく。なかでも連絡会はネットワークの意思決定機関であり、基本的に奇数月に実施され、

土曜日の午後7時から開催されている。会議では、活動行事の提案、承認、評価、報告や連絡などを行っている。ここでは、会員の責任ある発言や自由な発言を求め、幅広い議論を可能にし、会合の活性化を図っている。

これまでの基本活動としては、大きく分けて二つのものがある。第一は、奇数月の連絡会実施に対しての、偶数月の公開セミナーの開催である。これまで開催された公開セミナーには以下のようなものがある。(a)医学博士による家族の健康を目指した家庭教育学級、(b)地元陶芸家による高齢者との交流を目的とした陶芸体験教室、(c)地元商店主による秋の花を楽しむ体験教室、(d)高島平警察署との連携によるピッキング対策・年末防犯講座と青少年への理解、(e)地域住民の書道有段者による手作り年賀状講習会、(f)志村消防署との連携による普通救命講習、などである。

第二は、小学校・中学校の学校行事への参加・協力である。これまでは、(a)高島第二中学校・西台中学校・高島第二小学校の運動会での、お年寄り招待者への接待・案内、駐輪場の整理、(b)高島第二中学校・高島第二小学校前の区道街路植え込みの雑草除去による清掃美化運動、(c)高島第二中学校バザーでの会場設営、陶芸作品の提供、などである。

これらの基本活動は、一見単なる労務の提供にすぎないように見えるが、実際は、地域住民同士の交流や高齢者とのふれあいなど、地域社会にとってのメリットがそこには生まれている。

基本活動とは別にコロニー活動も行っている。まずは、高齢者や生活に困難な人などへの見守り活動としてのコロニー活動である。ただ、これらの活動は個人のプライバシーの関係から、その活動内容や活動数は公表されていない。また、音楽活動による文化活動もある。この活動は、高齢者施設での演奏会の実施や、団地秋祭りでの演奏活動である。この活動には地元の中学生も参加しており、大人と子供の相互交流も図られている。

このような活動以外にも、協力施設の設置と人材バンクの設置がある。協力施設とは、「ふれあいのまちづくり事業」の協力施設であり、高齢者が散歩などの外出時に、休憩したくなった時やトイレを利用したくなった時に利用できる施設のことである。現在4ヶ所設けており、3ヶ所が商店、1ヶ所が陶芸施設である。また、人材バンクとは、住民の中で経験や知識を生かした技能を持つ人がそれに登録し、講演会や何か困った時などに頼りにできるシステムである。これには二つの種類があり、一つは高齢者人材バンクで、高齢者の社会参加の拡充を目的とし、提供先の中心は小学校・中学校の児童・生徒を対象としている。もう一つは高齢者向け人材バンクであり、上記の書道の年賀状講習会やパソコン出張

研修などの講師の登録である。

このような活動全般は、ネットワーク発行の広報誌『にこにこさん』によって、会員はもとより、広く地域住民に周知される。発行は年間6回で奇数月に発行し、創刊号では500部だった発行部数は、現在では1,000部発行するまでに至っている。この広報誌は、発行と同時に会員のもとに配られるほか、地元図書館、健康福祉センター、地域学校、警察署、医療関係機関、協力施設などに常時置かれている。

多くの基礎活動の中でも、(a)区道際の植栽・維持活動に取り組んでいる「しゃべる倶楽部」、(b)地域通貨のエコマネーにヒントを得て考案・実施された、思いやりや感謝の気持ちをスッキリ・ハッキリ伝えられる『にこにこカード』の導入・実施・運営という活動がある。

「しゃべる倶楽部」とは、区道際の植え込みでの花づくりの活動で、現在は、高島第二中学校の区道際にて、6月から現在にいたるまで花を植え、育て続けている。活動メンバーも、既にメンバーであった人に加え、通りがかりの人や、中学校の生徒が、実際の活動を見て参加するようになってきている。また、他の二つの地域住民から、手続き方法や、支援の問い合わせがあり、活動の輪が確実に広がっている(本来、区道際は、区の管理下で、一般にはボランティアではできないことになっている)。

次に地域通貨の『にこ』の運営がある。『にこ』はボランティア活動への謝礼などに用いられる仮想の通貨で、サービスを受けた人が、サービスを提供した人に支払う仕組みである。残高や、やり取りの記録は「にこにこカード」という“通帳”で管理される。ネットワークでは、『にこ』の登録、普及活動を行っている。

ネットワークが『にこ』を導入する理由は、『にこ』を使うことにより、思いやりや感謝の気持ちをお互いにポイントでスッキリ、ハッキリ伝えることができることにある。また、ネットワーク活動自体の活性化につながっている。

板橋区の調査では、区民のボランティアに対するイメージは、ボランティアに興味関心があるといった区民が60%、実際に活動に参加している区民が20%である。その差の40%の区民、そして生徒や学生が『にこ』の活用を通じて、活動に参加しやすい環境づくりに役立つのではないかと、つまり、ボランティアを「したいけれど、どこで何をすればよいのか分からない」という人々に、ボランティア活動へ、参加しやすい、かかわりやすい環境を提供していると思われる。

『にこ』は小・中学生、高校生などの子供たちにも参加、使用することを前提に、また、

純粹に、善意のやりとりをその流通目的としているので、換金性をいっさい持たせていないという性格がある。

しかしその目的に反して、『にこ』が多くの人の間で流通し、地域で実際の価値を持ちだし、換金性を帯びてきたとき、裏でポイントが売買されるという懸念もないわけではない。

つまり、『にこ』はネットワークの有機的な人と人のつながりをベースにした信頼関係の中で流通、活用され、現在の形態のまま発展することが望ましい。

また、11月には、高島第二中学校に於いて『「にこにこカード」フェア』が行われたが、まだ、PRの段階のことで、今しばらくの普及活動に期待したい。

しかし、このイベントは「にこにこカード」について知らない人に説明したり、試しに使用することによって、使い方を再確認したことについて大きな意義があった。また、社会福祉協議会、警察、消防、保健婦の参加により、その関係機関が、『にこ』を知ることができたことで、新たな関係機関を巻き込んだ使い方が生まれる可能性もあると思われる。

地域の学校とネットワークとの関係で、陶芸窯の復活がある。ネットワークでは、陶芸教室を主宰している会員の参加・協力を得て高島第二中学校の文化祭・周年行事を控えてのバザーへ陶芸作品などの提供を行ってきた。

このような、関わりの中で高島第二中学校には創立以来30年間眠っていた未使用の陶芸窯の存在を知った。そこで、ネットワークは、校長に対して陶芸窯を復活、維持管理をネットワークが引き受けることと、陶芸教室を開催し、生徒をはじめ、地域住民、PTAが学校で陶芸作品を作れるよう提案し、受け入れられた。また、講師陣はネットワークの人材バンクが活用されることとなっている。

このように小地域ネットワークが、初期の目的である高齢者の見守り活動にとどまらず、その活動を広げてゆく背景にはには以下のような理由がある。

それは、ネットワークが会員の自由な発想を、具体化し提案者が責任を持ってその活動に取り組むことを原則にしているからである。その際、その活動適正化をオブザーバーや連絡会ではかり、さらに、その他のメンバーが支援するという活動方法に依るところが大である。

ネットワークの基本理念は、コンピューターで言うところの操作環境を提供する基本ソフト（OS）にあたり、各活動はソフトに相当する。これにより、多くの多元的な活動が可能になっていることと思われる。

このような発想と考え方がどのような背景で生まれてきたかと言えば、高島平地区にお

いて、ネットワークの構成メンバーは10代から80代までの世代の人が活動していて、とりわけ、50代の団塊の世代が活動の中心的な役割を果たしていることである。このことにより、発想がユニークで活動内容も前例にとらわれていないことである。このことが、既存の地縁組織のように、高年齢の世代が中心構成メンバーとして活動している組織と、質の面で大きく違うところである。

このように、福祉の問題とコミュニティの問題を考えると、この二つの問題はそれぞれ単独で捉えることはできない。この「福祉とコミュニティ」は、いずれも表裏一体の関係にあり、どちらの切り口から取り組んでも、必ず一方の問題が浮き上がってくる。

よって前述の例で分かるように、福祉型のコミュニティの形成を目指すときに不可欠なことは、人と人とのネットワークづくりから始めることが効果的であり、その活動によって、福祉型のコミュニティの実現につながるものと考えられる。

(5) 総括

(ア) 評価

2000年4月1日に発足した高島平地区小地域ネットワークは、その準備期間も合わせると、現在で1年半が経過している。この1年半で、ネットワークの活動は具体的に地域に現れ、会員も徐々に増えつつあり、住民に周知されてきたようである。この状況は、発起人や社会福祉協議会からすれば、予想以上のことであるという。ここでは、その背景を考えてみたい。

まずは、十分な準備期間があったということである。また、発足にあたっての会則作りにおいては、多くの会員の議論の末に完成したものであるため、会員全員でネットワークを構築したとの連帯感も生まれた。

さらに、「ボランティア」という活動の本質もあわせて理解してもらい、会員に無理を押し付けることなく活動していることもその要因となっている。町会や自治会などの既存の組織は、ややもすると自主的な参加が欠ける場合があるが、ネットワークにおいては、会員の日常生活を最優先に考えた上で活動を行っている。

既存の組織との比較をすると、既存の組織は「会長」や「代表」を置き、その個人に権限が「集約」しやすい形となっている。一方、ネットワークにおいては、「代表」格の役職は置かず、それに類似した人物もおらず、言わば、枠なしの人的ネットワークが重視されている。但し、組織をリードする事務方、あるいはキーパーソンは存在する。ま

た、福祉・介護活動に関しては、従来は「する側」と「される側」との上下の主従関係にあったが、ネットワークではそのような関係ではなく、関与している住民全員が平等な協力関係の構築を目指している。

高島平地区小地域ネットワークは、住民の身の丈でできることと、理念・会則を理解した上で、自己責任を原則にボランティアで取り組む形になっている。行政に過度に依存するのではなく、自分達にできることは自分達で行うという考えが基本となっている。また、行政により管理監督を受けるのではなく、必要に応じて指導調整を仰ぐ形になっているのも、住民が主体的に活動していることを示すものである。さらに、独自のアイデアで活動をプランニングし、実践しており、必要に応じて関係機関と連携し協働で活動していることも注目すべきところである。

本格的な少子高齢化社会を目前に、問題意識を持ち、課題を解決するために、住民の住民による住民のための福祉型の地域コミュニティづくりに、住民が主体的に動き始めたところに意義があるといえよう。

(イ) 課題と展望

高島平地区小地域ネットワークの今後の課題は、第一に、ネットワークの最小基本単位であるコロニー活動である。現在の活動は、ネットワーク全体で行っている講習会や学校行事への協力など、基本活動がその多くを占めている。いくつかのコロニーはあるものの、会員数に対しコロニー数は少ないのが現状である。コロニーがもっと増え、コロニー活動が充実すれば、ネットワークの目的は今以上に果たされるものと思われる。第二に、既存組織との整合性を図ることである。とりわけ、行政の出先機関化した自治会・町会との連携を、いかに有効に図ることができるか課題であろう。それは、ネットワークにとって当然連携されるべき既存の地域組織ではあるが、高島平地区においては未だ実現されていないようである。

2001年1月に、高島平地区小地域ネットワークから徳丸地区に住む会員が、徳丸地区小地域ネットワークを発足させた。これは、高島平地区小地域ネットワークからの独立であると同時に、高島平地区小地域ネットワークのコロニー活動の発展とも解される。また、隣接する蓮根地区でも同様の動きがある。今後、さらにこのようなネットワークが発足し発展することが予想される。

また、警察署・消防署・学校などの公的機関との連携や、介護福祉施設・商店街・医療機関などの地元施設や商店との連携が、今後一層多くなっていくことも予想される。

この課題と展望で紹介した、蓮根地区と徳丸地区のネットワークが相次いで誕生した。その背景は、人的ネットワークと地理的に隣接していることなどが上げられる。その活動は未だ活発とは言えない。しかし、その発展の可能性は、高島平地区との大きな相違点がある。すなわち、既存の地縁組織と密接な関係の中で活動が成立していることである。現在の活動を一例にとると、地域を見直す活動について、地区内の祭り御輿の復活などを、ネットワークのメンバーが中心となって、出張所や地縁組織、青少年委員、青少年健全育成協議会メンバーとともに提案・活動を行い、中学生をはじめとする、多くの街の人とともに参加、大成功を収めた。

ボランティア団体やNPO団体と既存組織がどのように整合性を図るかが、これから一つの課題と考えられるが、蓮根地区や徳丸地区の活動は、新しい展望を示唆している。

これは、地域の伝統行事の継承という点においても、また、地域経済の活性化という点においても一役買う可能性を持っている。

(ウ) 結 び

わが国は、今「分権型社会」の創造に向かっている。それは変動する国際社会への対応、個性豊かな地域社会の形成、少子・高齢社会への対応など、国際社会と国内社会の急速な変化に伴う時代の要請である。その動きは具体的には、従来の中央集権型行政システムから地方分権への移行である。地方分権の基本理念は、国と地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることである。そして、その分権型社会の姿は、従来の上下・主従の関係から、対等協力の関係へ、中央主導の画一的な行政から、地域の実情に応じた多様な行政へ、国の指導による受身行政から、住民本位の能動行政へ、地方公共団体が権限と責任を持って、住民ニーズに応じた施策を展開し、住民の知恵や創意工夫を活かした地域やくらしづくりを行っていくことである。

今回紹介した高島平地区小地域ネットワークは、行政依存ではなく、住民が自分たちの問題は自分たちが主体的に行動し解決していくというスタイルを取っている。もちろん行政排除ではなく、行政は必要に応じて指導調整を仰ぐ形である。住民自らが問題意識をもち、住民の住民による住民のための福祉型の地域コミュニティづくりに住民が主体的に動き始めたのである。

この「地域デザインフォーラム」は、共同研究覚書でそのテーマを「区民との幅広いパ

ートナーシップを基本理念とした新しい地域社会のあり方について」とした。これから心豊かにいきいきと生活できる板橋を創造するためには、住民を中心に、学校、ボランティア、企業、NPO団体、商店街などがいかにネットワークを作り出していくかにかかっていると思う。行政は、これらのネットワークを支える役割に徹しなければならない。これが、これからのまちづくりの基本的なスタイルになっていくものと考えられる。このような視点から高島平地区小地域ネットワークを観察するならば、この活動は「新しい地域社会の創造」に向けての一つの試みとして見ることができるのではないだろうか。

(参考資料)

「高島平地区小地域ネットワーク」会則

第1条（名称）本会は、高島平地区小地域ネットワーク（以下本会という）と称する。

第2条（事務所）本会の事務所は、板橋区立高島第二中学校に置く。

第3条（目的）本会は、ボランティア精神に則り、板橋区社会福祉協議会その他の関係機関との連携のもと、地域住民である高齢者等が不安のない安全な日常生活が営めるよう、住民相互の助け合いや交流・援助の輪を広げ、共に支えあうよりよい地域社会づくりに寄与することを目的とする。

第4条（活動）本会は、目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 高齢者等に対する見守り・交流・援助などの活動
- (2) 幼児・児童・青少年の健全育成に資する活動
- (3) 地域福祉活動推進のための啓発普及活動
- (4) 高齢者・児童・青少年等の地域社会活動への参加を促すための活動
- (5) 各種の文化活動
- (6) 会員の研修および会員の親睦活動
- (7) その他、目的を達成するために必要な活動

第5条（会員）会員は、本会の趣旨に賛同する者により構成する。

第6条（会員心得）会員は、活動で知り得たプライバシーを第三者へ漏らしてはならな

い。また、会員は、本会の活動に関し、政治的活動、宗教的活動、営利的活動をしてはならない。

第7条（コロニー）本会は、目的達成のため、数名の会員で構成するグループ（以下コロニーという）を基本単位とし、それぞれ代表者1名を置き、相互に情報交換し、連携し、協力し合って活動する。また、コロニーの代表者は、適宜活動の内容を事務局に通知するものとする。

第8条（地域学校）本会は、地域内の小学校・中学校・高等学校を、学校長を代表者とする本会の単位組織として参加を求め、児童・生徒の健全育成と社会参加を促すため、連携し、相互に協力する。

第9条（有識者等）本会は、活動の円滑化・適正化に必要な助言を求め、講演依頼などをするために、専門家・有識者・経験者等のオブザーバーを置くことができる。

第10条（事務局等）本会は、円滑な運営のため、業務・渉外等を担当する事務局を置き、事務局に代表者1名を置くほか、書記・会計・会計監査の担当者若干名を置く。また、必要に応じて、各種委員会、企画部、広報部等の機関を置くことができる。

第11条（会議等）本会は、事業年度終了後に定期総会を開催する。また、必要に応じて、臨時総会、連絡会等を開催することができ、いずれも事務局が招集する。

第12条（定期総会）定期総会は、事務局が行う前年度の活動報告・会計報告・会計監査報告および当年度の活動計画を承認するほか、事務局の代表者と各担当者の選出をする。

第13条（連絡会等）連絡会等は、関係機関・専門家等による連絡・研修・講演会等のほか、会員の研鑽や情報交換および相互理解の場として、必要に応じて、事務局の招集により開催する。

第14条（任期）コロニーの代表者および事務局の各担当者の任期は、1年間とする。ただし、再任を妨げない。

第15条（事業年度）本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第16条（会費）本会会員の会費は、年間千円とする。ただし、児童・生徒の会員は、会費を要しない。

第17条（会則改廃）本会則は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成により、改廃することができる。

第18条（実施期日）本会則は、平成12年4月1日より実施する。

2 板橋区におけるNPO活動

(1) NPO活動の実態

近年、板橋区内においても、福祉活動、まちづくり活動、文化・芸術活動など幅広い分野において、ボランティアやNPOの活動が広がっている。

また、行政側も「区民の生活構造や価値観の多様化、少子高齢化の進展など社会が大きく変化し複雑化する中で、区民の多様なニーズに対し、全てを行政だけで対応することは困難である」という認識である（「NPOとの協働のあり方報告」NPOとの協働のあり方検討会、平成13年3月）。

こうした中で、ボランティア・NPO活動は、地域の身近な課題を解決するアクターとして、学校、町会・自治会、市民団体、企業、商店街などの他のアクターとともに、行政との協働を模索しつつ、その役割が注目されている。

最近の板橋区におけるNPOの実態は、大東文化大学法学部中村昭雄ゼミナールがまとめた『コミュニティとNPO＝東京・板橋のNPOガイド＝』が詳しい（大東文化大学 法学部 中村昭雄ゼミナール、2001年11月）。

それによると、活動の種類、活動の問題点、活動メンバーの構成、法人数などの特徴は、以下の通りである。

* 調査対象

特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得したNPOに限らず、ボランティア団体や市民活動団体もNPOとし、板橋区内の43団体を対象としている。

NPO活動の種類（特定非営利活動促進法の12分類）

活 動 の 種 類	板橋区		東京都	
	NPO数	割合	NPO数	割合
保健・医療又は福祉の増進を図る活動	20	46.5%	3063	61.7%
社会教育の推進を図る活動	3	6.9%	2003	40.3%
まちづくりの推進を図る活動	9	20.9%	1725	34.7%
文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	7	16.2%	1335	26.9%
環境の保全を図る活動	2	4.6%	1357	27.3%
災害救援活動	—	—	389	7.8%
地域安全活動	—	—	382	7.7%
人権の擁護又は平和の推進を図る活動	—	—	744	15.0%
国際協力の活動	1	2.3%	1186	23.9%
男女共同参画社会の形成の推進を図る活動	—	—	456	9.2%
子どもの健全育成を図る活動	1	2.3%	1695	34.1%
全各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	—	—	1784	35.9%

(注) 東京都の数値は、1つの団体が複数の活動分野を行う場合があるため、合計は100%にならない。

もっとも明確に12分類することはできない。例えば先に事例を述べた「高島平地区小地域ネットワーク」のように高齢者の見守り活動を出発点とし、まちづくり活動までほとんど全ての活動に該当する場合がある。

そこで、その団体の主にしている活動を見てみると板橋区では、「保健・医療又は福祉の増進を図る活動」が46.5%と一番多い。地域コミュニティでの高齢者福祉を考える際、NPOを無くして考えることはできないであろう。次に「まちづくりの推進を図る活動」が20.9%と多い。福祉、まちづくりとその地域独自の細かな対応が要求される活動が上位を占めている。

板橋区内のNPOの課題・問題点は以下のようなものである。

法人団体の課題・問題点は、「活動資金の不足」が55.6%と一番多い。二番目は「活動メンバーの確保」が44.4%となっている。

任意団体では、「活動メンバーの確保」が51.4%と最も多くなっている。二番目は「活動資金の不足」が40.0%となっている。

この結果から、順番は違うが「活動資金の不足」と「人材の確保」が法人団体、任意団体、共に大きな課題となっている。これは板橋区のNPOだけに限らず、東京都や全国的な調査で報告されていることと同じ現状である。

次に活動メンバーの構成は以下のようなものである。

	男性	女性
板橋区全活動メンバーに対する割合	22.6%	77.4%

	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上
板橋区全活動メンバーに対する割合	2.1%	10.8%	11.2%	18.6%	23.3%	33.7%

男女比を見ると、77.4%と女性のほうがNPO活動に参加している割合が圧倒的に多い。次に年齢層で見ると、年齢が高くなるほどNPO活動への参加が盛んになっている。60代以上が33.7%と最も高い。女性と60代以上の参加者が多いことから、時間に余裕のある人が、自分の目的や達成感などの経済的価値とは違う価値を求めて参加していると考えられる。

第2章において、健常高齢者の役割について述べてあるが、高齢者が単にボランティア・NPO活動の客体としてだけでなく、このように主体的に活動に参加している現状を見

ると、健常高齢者の社会参加や行政の施策を考える上で、重要な指標である。

最後に、東京 23 区の N P O 法人数を比較してみよう。

東京23区 N P O 法人数ランキング

		人 口	内閣府認証	東京都認証	東京都認証NPO法人 1団体当たりの人口
1	千代田区	39760	48	66	602
2	中央区	73536	23	45	1634
3	港区	154085	70	79	1950
4	渋谷区	185806	25	68	2732
5	新宿区	264154	26	85	3108
6	文京区	166591	15	34	4900
7	豊島区	234052	9	32	7314
8	台東区	151820	5	20	7591
9	品川区	316952	6	28	11320
10	中野区	294659	5	25	11786
11	杉並区	502146	4	40	12554
12	目黒区	238062	3	15	15871
13	世田谷区	775332	9	46	16855
14	江東区	366398	3	18	20355
15	練馬区	640686	4	26	24642
16	北区	321767	1	12	26814
17	大田区	639273	5	23	27794
18	板橋区	497866	0	16	31117
19	荒川区	169758	2	5	33952
20	江戸川区	604317	2	17	35548
21	墨田区	215249	4	5	43050
22	足立区	619264	3	13	47636
23	葛飾区	421830	2	7	60261
	東京23区	7893213	274	725	10887

人 口（都市人口の概況 平成 11 年 3 月 31 日発表 全国市長会）

内閣府認証（内閣総理大臣認証特定非営利活動法人一覧 平成 13 年 10 月 18 日現在）

東京都認証（特定非営利活動法人の設立認証申請の広告情報 平成 13 年 6 月 25 日づけ）

N P O 法人が多い所ほど N P O 活動が活発であるとは必ずしも言えないが、板橋区は 18 位と法人の数がまだ他区に比べて少ないのが現状である。(千代田区などに N P O 法人の届出が多いのは、企業が東京の中心に事務所を置くのと同じように、N P O も官庁や企業のある近くに事務所を置いたものと考えられる。)

このような板橋区が置かれている現状を見ると、行政によるボランティア・N P O 活動に対する環境整備、あるいは活動を推進するための施策も講じなければならない。つまり、「N P O と行政の協働のあり方」が問われているわけであるが、この問題については、次の

項で詳しく取り上げる。ただここで注意しなければならないのは、その際「行政主導の協働」であってはならず、あくまでも「ボランティア・NPO主導の協働」でなければならない。

(2) 行政の対応

NPOと行政の関係は、最終的には共通する課題の解決に向けて、互いにその存在を認識し、連携をとりながら「協働」の関係を築くことが求められる。協働は、お互いに自立し対等な関係が求められる。そうはいつても、多くのNPOは資金や人材の不足などの悩みを抱えており、委託事業によって事業収入を得たり、活動場所の提供など、行政とは切っても切れない関係にある。そこで、そのようなNPOの活動を推進する板橋区の取り組みを概観する。

板橋区ボランティア活動推進条例

(1997年3月10日制定 1997年4月1日施行)

板橋区では全国ではじめて、ボランティア活動をしたい人の意思を尊重し、ボランティアに関する知識の広がり、活動環境を整えることに努力することを義務とする条例が制定された。

この条例を基にして、「板橋区ボランティア活動推進協議会」が発足された。これは、ボランティア活動の現状、総合的な連絡調整、ボランティアと区の協働のあり方等について調査検討する機関である。構成メンバーは板橋区長から選ばれた委員20人で、学識経験者、区の職員、任意団体、一般公募の方で構成されている。

NPOと行政の協働のあり方検討会議

板橋区では2001年5月より行政の呼びかけで、「NPOと行政の協働のあり方検討会議」が設置された。この会議は、NPOと区が協働を進める上での課題や環境作りについて、NPOと区が直接話し合うために設けた会議である。従来の行政主導による施策とは違い、実際に活動しているNPOの意見を施策に反映させていこうというものである。(これ以前に、区では2000年11月に職員10人からなる「NPOとの協働のあり方検討会」を設け、2001年3月に『NPOとの協働のあり方報告』を提出している。)

NPOと行政の協働のあり方検討会議には、NPO側から19団体(NPO法人8団体、任意団体11団体)が出席し、区側から10人の課長が出席している。この会議の目的は、協働のシステムづくりにある。

さて、2001年10月に、ボランティア・NPO活動の推進に係る「提案」と「報告」が相次いで提出された。一つは「板橋区ボランティア活動推進協議会」からの「提案」であり、もう一つは「NPOと行政の協働のあり方検討会議」からの「報告書」である。

まず第1の板橋区ボランティア活動推進協議会からの「提案」である。その内容の一つは、「総合ボランティアセンター構想」についてである。具体的には、今ある板橋ボランティアセンターの改革・拡充、情報の提供・相談機能を有する「ボランティア情報ネットワーク」の構築、「活動・学習の場」の設置の三つが挙げられる。もう一つは「いたばしボランティア基金」の活用についてである。

次は第2のNPOと行政の協働のあり方検討会議「報告書」である。これは「(仮称)板橋NPOネットワークセンター」の創設である。NPO(ボランティア団体を含む。)、市民団体、学校、地域などからなる「分野別ネットワーク」(例えば、福祉、環境、まちづくり、子ども、医療など)構築と、それらが一つの大きなネットワークを形成する「板橋NPOネットワークセンター」構築からなる構想である。「分野別ネットワーク」とは、NPO相互(行政も含む。)を繋ぐ組織である。「板橋NPOネットワークセンター」とは、協議会的組織で、活動内容は、(a)行政との常設的窓口の整備、(b)助成金制度創設のための活動、(c)幅広い協調体制と広報活動、(d)団体相互の補完関係の形成、(e)提案型(開拓型)の支援、(f)情報の開示と協働の相互評価、である。

これらの「提案」と「報告」を受けて、板橋区は2001年12月「(仮称)ボランティア・NPOと行政の協働の推進計画」の策定作業に入った。推進計画の素案を策定し、区のホームページ等で推進計画素案を公表し、広く意見を求め、2002年3月までに「推進計画」を策定する予定である。

今公表されている「ボランティア・NPOと区との協働に関する推進計画(素案)」は、概ね以下のような内容である。(a)ボランティア・NPOと行政の協働に関する基本的な考え方、(b)推進体制、(c)推進の取り組み、(d)具体的な施策、(e)推進計画の展開について、である。

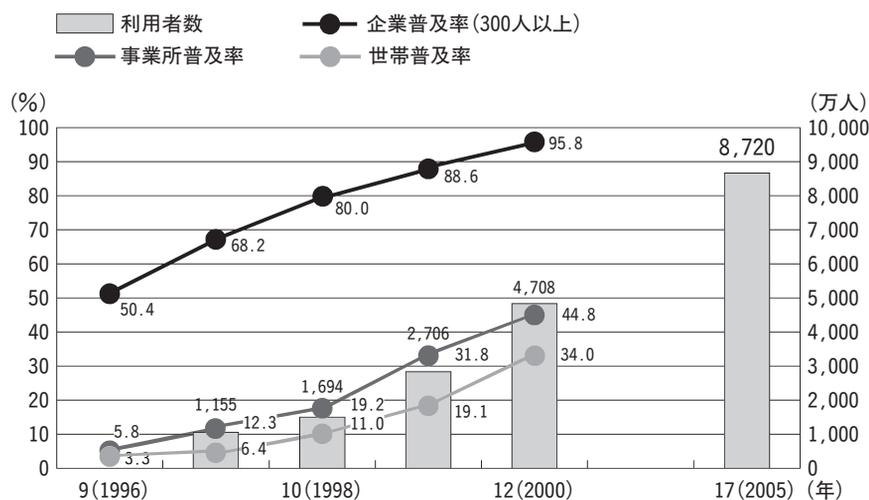
このような行政をはじめとするボランティア・NPO活動推進の積極的な一連の動きは、板橋区内における今後のボランティア・NPO活動の活性化にとって、明るい展望が開けるものと高く評価できるものである。

3 情報化による高齢者支援

(1) 情報化の現状

近年の情報通信技術の飛躍的発展は、我が国における社会・経済活動に構造的な変化をもたらしつつある。例えば、インターネットの爆発的普及や電子商取引の発展に代表されるように、急速にデジタルネットワーク化が進行している。こうしたIT(情報通信技術)革命の進展は、人々の暮らしにも大きな影響を及ぼし、その成果は日常生活に着実に浸透しつつある。特にインターネットについては、我が国の利用者数が2000(平成12)年末には4,708万人であったのが、2005(平成17)年末には8,720万人に達すると推計されている(図表1)。情報通信は、情報収集・伝達はもとより商品やサービスの購入にも利用されるなど、生活の一部として定着しつつあり、豊かで質の高い生活を実現するために欠かすことができないものとなっている。

図表1 我が国におけるインターネットの普及状況(平成13年度「情報通信白書」より)



※1 事務所は全国の(郵便事業及び通信業を除く。)従業者数5人以上の事務所。

※2 「企業普及率(300人以上)」は全国の(農業、林業、漁業及び鉱業を除く。)従業者数300人以上の企業。

「生活の情報化計画」、「通信利用動向調査」(総務省)より作成

情報通信技術の発展は高齢者の生活にも影響を及ぼし、中でも高齢福祉分野での情報通信の活用が多い。例えば、カーナビゲーションに使われているGPS(全地球測位システム)と携帯電話の通信網を活用し、徘徊癖がある高齢者の居場所を特定するサービスの実施や、ケアプラン作成から介護報酬請求処理まで、介護保険制度における居宅介護事業の一連の事務処理を連続して行うことができる「モバイルホームヘルパー支援システム」の活用、あるいは、自宅から高齢者の血圧などのデータを医師に送ったりテレビ電話で医師

と会話したりする遠隔医療などである。また、板橋区が全国の自治体で最初に実施した携帯電話のインターネット接続機能を活用した介護保険関連情報の提供による介護支援もその一つである。

(2) 情報化施策の現状

情報通信は、人々の暮らしと密接な関係にある行政の施策にも活用され、その活用は今後さらに拡大する傾向にある。

国は、2003（平成 15）年度までに、民間から政府、政府から民間への行政手続がインターネットを利用したペーパーレスで行える「電子政府」の基盤を構築するとしている。また、東京都は、2003（平成 15）年度の「電子都庁」構築を目指し、電子都庁推進計画の策定を進め、平成 12 年 12 月には中間のまとめを発表した。特別区では、住民に最も身近な基礎的自治体として、高度な情報通信技術の便益を最大限に活用し、行政事務の効率化・高度化、住民サービスの向上、地域の振興などに各区が取り組んでいる。特に、ホームページについては 23 の全ての区で開設され、インターネットを活用した区民サービスは重要施策の一つとなっている。

板橋区でも、区の基本計画に基づき高度情報化社会への対応を重要課題ととらえ、電子区役所構築に向け「板橋区電子区役所推進本部」（本部長：区長）を設置し、全庁的に取り組んでいる。その一環として平成 13 年 2 月 19 日から、「住民票等交付（閲覧）申請書」や「要介護認定申請書」など、区民生活に密接に関係のある年間利用件数 1,000 件以上の 24 種類（11 課）の申請書について、区民が区のホームページから申請書をダウンロードできるようになった。

また、行政への住民参加という点においても、板橋区のホームページを活用した「区長への手紙」や東京都が実施を予定している電子会議場の「都民の広場（仮称）」、あるいは多くの自治体で実施されているパブリックコメント（意見提出手続意見募集）など、インターネットを活用した住民参加の形態も着実に増えてきている。

(3) 情報化による高齢者の生活向上の可能性

こうした情報化が進む一方で高齢化も急速に進んでいる。我が国では、2015（平成 27）年には、約 4 人に 1 人が 65 歳以上の高齢者となることが予想され、板橋区における高齢化率も平成 13 年 2 月 1 日現在で既に 15.81％に達している。高齢化にともない新たな社会福

社施策の展開が求められ、同時に、高齢者の活力を生かした社会づくりが課題となっている。こうした中、高齢者の生活に様々な効果をもたらすとして注目されているのが情報通信技術である。

最新の情報通信、とりわけインターネットの普及は、高齢者が自宅に居ながらにして様々な情報を入手することを容易にし、外部とのコミュニケーションを図ることを可能にした。この情報通信の重要性は大きく、高齢者の生活、就労、学習等様々な活動の新たな基盤をなすものである。情報通信の積極的な活用は、高齢者の自立・社会参加の支援に非常に効果的である。

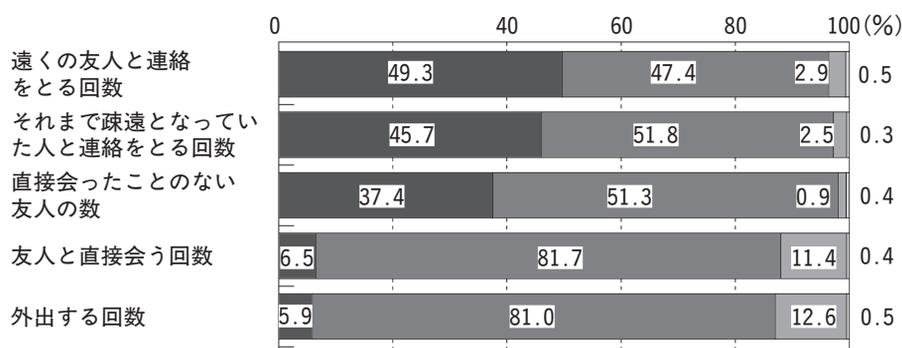
(ア) 情報通信の利用による情報収集

インターネット利用の最大のメリットは情報収集の手軽さである。自宅などに居ながらにして世界の情報を瞬時にして入手することができる。例えば、介護サービスに関する情報やバリアフリーマップなど、高齢者が必要とする様々な情報が行政のホームページや民間のホームページから入手することができる。インターネットの利用は、身体的な理由などにより行動範囲が制限される高齢者の情報収集力を向上させる。

(イ) 情報通信の利用による新たなコミュニケーションの広がり

郵政省（現総務省）が平成11年から平成12年にかけて実施した「インターネットユーザー調査」によれば、インターネット利用により「それまで疎遠になっていた人と連絡をとる回数」、「遠くの友人と連絡を取る回数」が増えたとするユーザーが5割近くに達しており、新たなコミュニケーション手段が距離や時間の壁を無くしていることが確認できる。また、4割近くのユーザーが「直接会ったことのない友人の数」が増えたとしており、インターネットを通して趣味や考え方を共有する者どうしのコミュニケーションが広がっていることがうかがえる（図表2）。

図表2 インターネット利用によるコミュニケーションの変化（平成12年度「通信白書」より）



このように、インターネットの利用は、新たなコミュニケーションの展開を可能にし、人と人との交流を広げる効果を持っている。家にひきこもりがちになった高齢者が、インターネットの利用をきっかけに同じ趣味の仲間との交流が始まり、積極的に社会参加をしていくようになることも十分考えられる。

(ウ) 情報通信の利用による新たな就労の形態

高齢者の就労に対するニーズは多様化してきている。永年勤めてきた会社にこだわらず時間制で働く、自宅で働くといった「新しい働き方」が登場してきている。この自宅で働くという高齢者の中には、働く意志はあるものの高齢であることが原因で自宅から離れた場所に通勤することが困難で、自宅で働かざるを得ないという者もいる。このような高齢者に対して就労の機会を拡大し、社会参加と自己実現に貢献するのが「テレワーク」やその形態の一つである「SOHO（スモールオフィス・ホームオフィス）」である。

いずれも自宅や小さなオフィススペースで、インターネットやモバイル通信を活用して働くという比較的新しい就労形態で、高齢者の就労形態としても注目されている。

(エ) 情報通信の利用による新たな生きがいの発見

人がいきいきと暮らしていくためには、身体のみならず心の健康が不可欠である。そして、心の健康を保つためには、十分な睡眠をとるなど心身の疲労を回復する「休む」という側面と、趣味やスポーツ、ボランティア活動など明日への鋭気を「養う」という側面を合わせた「休養」が大切だといわれている。この明日への鋭気を「養う」という側面に関係のあるのが趣味やボランティア活動であり、それを支援するのがインターネットである。

インターネットは、時間や距離といった制約を克服し、これまで意欲があっても社会参加の機会が実質的に制限されてきた高齢者の社会参加を促進し、趣味やボランティア活動の活発化をもたらすことができる。そして、これらが他の世代との交流を深めるきっかけや、これまで培ってきた知恵と経験を社会に活かす機会となり、高齢者の生きがいにもつながっていく。

(a) 趣味・娯楽の広がり

郵政省（現総務省）が平成11年に実施した、「シニア・インターネットユーザーアンケート」によれば、インターネットを始めてよかった点として、7割以上のユーザーが「趣味・娯楽が増えた」（73.2%）、「情報収集がしやすくなった」（70.9%）を挙げ、イ

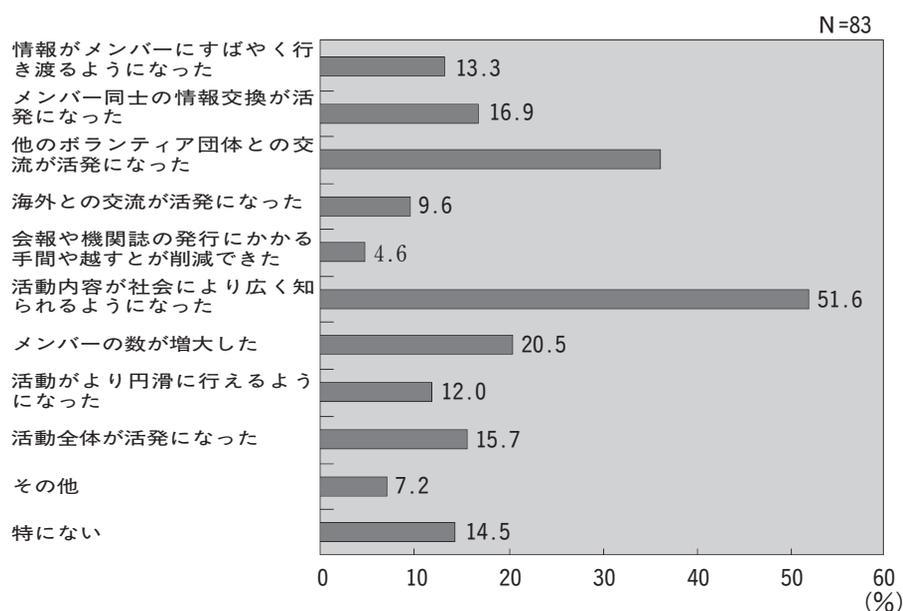
(イ) ボランティアの広がり

① 高齢者とボランティアを結びつけるもの

ボランティア活動の多くは高齢者を対象にし、また、高齢者のボランティア活動への参加意欲も高い。従って、高齢者にとってのボランティア活動は、それを受ける立場とする立場の両面で重要である。特に高齢者のボランティア活動への参加は高齢者の生きがいとなる可能性も高く、高齢者とボランティアを結びつけることが大切になってきている。そして、その方法は口コミや集いなどでも可能であるが、出会いの機会を飛躍的に拡大させるのがインターネットである。

郵政省(現総務省)の調査によれば、ボランティア団体のホームページ開設の効果としては、「活動内容が社会により広く知られるようになった」、「他のボランティア団体との交流が活発になった」、「メンバーの数が増大した」、「メンバー同士の情報交換が活発になった」などのボランティア活動の活発化があげられている(図表5)。

ボランティア団体のホームページ開設の効果



「郵政省資料」により作成

このように高齢者のインターネットの利用は、ボランティア活動との係わりを深め、活動を受ける立場とする立場の両面で良い効果をもたらす。

板橋区でも、板橋ボランティアセンターが平成12年12月からボランティア活動のホームページを開設するなど、インターネットはボランティア活動の窓口となっている。

② 高齢者の活動事例『仙台シニアネットクラブ』

「仙台シニアネットクラブ」は、平成10年3月に仙台中央郵便局で開催された「60歳から楽しむインターネット教室」の修了者を中心に発足したボランティアサークルである。その活動目的は、「高齢者がインターネットなどに親しみ情報弱者にならないよう相互に研鑽と親善に心がける」、「パソコンの操作に習熟した高齢者がその技術を積極的にボランティア活動に活用する」の2点で、行政・企業等の支援を受けながら組織的な活動が行われている。

具体的な取り組みの一つとして、無料のパソコン教室「情報ひろば」を毎週4回開催している。この「情報ひろば」は仙台中央郵便局、仙台市教育委員会、市民団体シニアのための市民ネットワーク仙台（通称シニアネット仙台）の3者によって、日本で初めて市民と行政の共同開催で実現したもので、60歳以上の高齢者のための無料パソコン・インターネット教室である。また、この受講者の中からサポーターと呼ばれる講師を養成するシステムを採用している点が特長である。そして、平成11年度からは、仙台市内の小中学校、市民センター、老人福祉センターからの要望により、児童、高齢者、障害者、主婦を対象にしたパソコン授業の講師を引き受けている。サポーターとして、パソコン・インターネットを教えるシニア・高齢者は、地域に必要とされる存在として認められることの喜びを感じているという。

全国では、この「仙台シニアネットクラブ」のように、高齢者が中心になって活動しているボランティア団体も多い。

(4) 高齢者の情報通信の低利用とその原因

このように、高齢者の情報通信とりわけインターネットの利用は、高齢者の自立や社会参加などを促進する可能性を秘めている。また、ホームページを利用した住民サービスや区民参加など、情報通信を利用した行政サービスも増えてきており、高齢者を含めた誰もが情報通信を利用できることが必要となってきた。

しかし一方で、近年、インターネットやコンピュータ等の情報通信機器の普及に伴い、情報通信手段に対するアクセス機会及び情報通信技術を習得する機会を持つ者と持たざる者との格差、いわゆるデジタル・ディバイドの拡大が懸念されている。デジタル・ディバイドとは「所得、年齢、教育レベル、地理的要因、身体的制約要因等によるインターネット等の情報通信手段に対するアクセス機会及び情報通信技術を習得する機会の格差」（平成12年度「通信白書」の用語解説より）と定義され、障害者とともに高齢者におけるデジタ

ル・ディバイドが問題となっている。

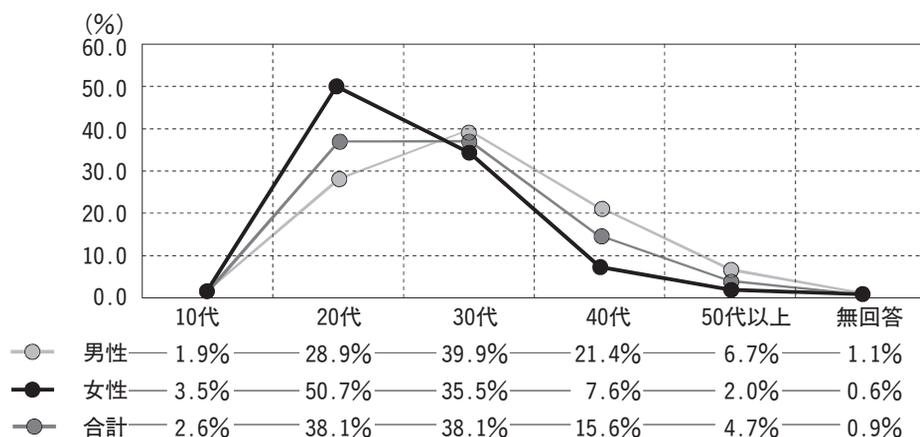
(ア) 高齢者の低利用の実態

高齢者のインターネットの利用実態は、パソコンやインターネットに対する関心は高いにもかかわらず、利用率は極めて低いという結果が出ている。

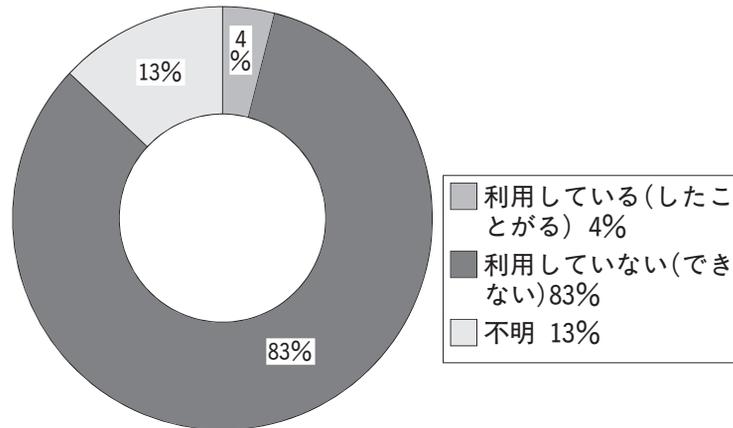
高齢者のパソコンやインターネットに対する関心の度合については、総務庁（現総務省）が60歳以上の者を対象にした「高齢者の日常生活に関する意識調査」によると、今後取り組んでみたい活動で、「パソコン・ワープロ」と答えた者は1994（平成6）年には1.8％にすぎなかったが、パソコンやインターネットの普及に伴い、1999（平成11）年の調査では、2倍以上の3.7％となっており、高齢者のパソコンやインターネットに対する関心は高まっている。この結果は、本分科会が平成13年3月に区内の65歳以上男女を対象に実施した「高齢者意向調査」の意見欄で「パソコンあるいはインターネット等の講習を受けてマスターしたい」という希望者が非常に多かったこととも一致している。しかし、利用率については、郵政省（現総務省）が実施した「インターネットユーザー調査」によると、インターネットの年齢別の利用状況は20代、30代の割合がそれぞれ38.1％と高いが、50代以上は4.7％と低い結果となっている（図表6）。この値に20代と30代を合わせた人口構成比率約28％と50代以上の人口構成比率約38％とを加えて検討すると、高齢者のインターネットの利用率は20代、30代の約22分の1となり、極めて低い利用率であるという結果になる。

また、本分科会が平成13年3月に区内の65歳以上男女を対象に実施した「高齢者意向調査」のインターネットの利用状況調査結果でも、インターネットを「利用している（したことがある）」人の割合は4.3％と非常に少ない（図表7）。

図表3 性別に見たインターネット利用者の年齢構成



図表7 (板橋区内65歳以上男女)インターネットの利用状況



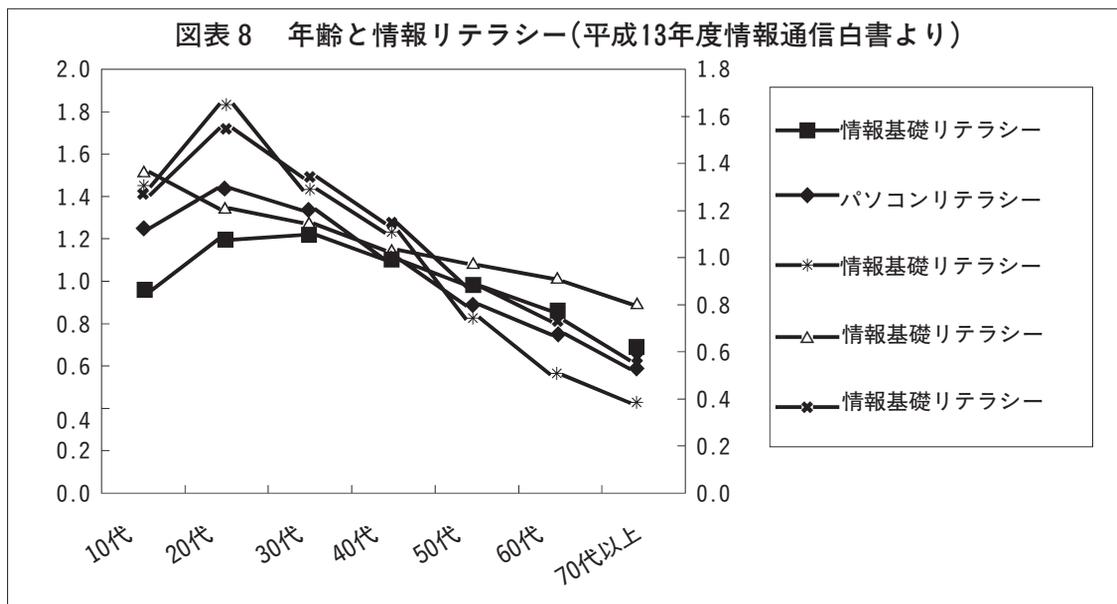
(イ) 高齢者の低利用の原因

(a) 「情報バリアフリー」環境の未整備と低い「情報リテラシー」

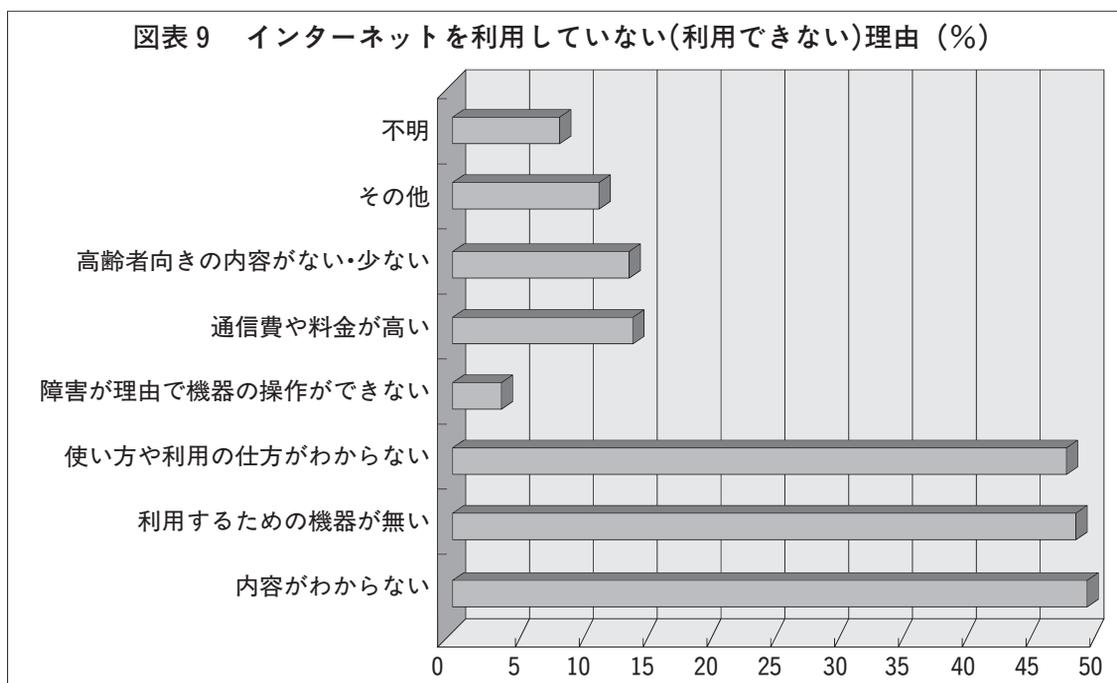
高齢者の情報通信利用が進まずデジタル・ディバイドが生じている原因としては、大きく分けて二つあると考えられる。

一つは、(情報通信メディアや情報通信機器の活用に関する障害(バリア)が取り除かれ、高齢者・障害者を含めた誰もが情報通信の利便を享受できる)「情報バリアフリー」環境が実現されていないことである。情報通信機器・サービスの中には、高齢者や障害者の利用への配慮が十分でないものがある。身体的な障害や高齢化にともなう身体的能力の低下に関係なく、全ての人を使いやすい「ユニバーサルデザイン」の普及を促進し、「情報バリアフリー」環境を実現する必要がある。

もう一つは、高齢者の(デジタルネットワーク社会に対応するために必要なパソコンの活用能力、ネットワーク活用能力及びそれらを使いこなしてコミュニケーション能力である)「情報リテラシー」が低いことである。インターネット利用格差に関する調査でも、「情報リテラシー」は20・30代がピークで高齢になればなるほど低い結果が出ている(図表8)。高齢者におけるデジタル・ディバイドを解消するためには、高齢者の「情報リテラシー」を向上させる必要がある。



また、本分科会で平成13年3月に区内の65歳以上男女を対象に実施した「高齢者意向調査」では、「インターネットを利用していない(できない)」理由として「インターネットの内容(どのようなことができるのか)がわからない」(50.0%)、「利用するための機器が無い」(49.1%)、「機器の使い方やインターネットの利用がわからない」(48.2%)が過半数前後となっている(図表9)。この結果からは、身近に利用できる機器の確保や、インターネットを利用することによって何ができるのか、どんな



メリットがあるのかなどを、高齢者に理解してもらうことも必要であるといえる。

そして、高齢者が情報通信を利用するための条件としては、総務省の委託により実施された「インターネット利用格差に関する調査」によると、「図表10」のような結果が出ている。具体的には、「インターネット非利用者が利用するための条件」の高齢者の回答が多かった上位3つは「気軽に教えてくれる人が身近に増えれば」(38.9%)、「気軽に体験や練習ができる場所があれば」(35.8%)、「無料講習会などで習えるようになれば」(33.5%)で、これらは「情報リテラシー」の向上に関するものである。また、4位・5位は「電話程度に簡単になれば」(32.1%)、「テレビのリモコン程度に簡単になれば」(31.4%)で、これらは「情報バリアフリー」に関するものといえる(図表10)。これらの問題を解決し、高齢者のインターネット利用の促進を図る必要がある。

図表10 インターネット非利用者が利用するための条件

(平成13年度 情報通信白書より)

(単位：%)

	全体	高齢者層	主婦層
気軽に教えてくれる人が身近に増えれば	41.1	38.9	41.6
気軽に体験や練習ができる場所があれば	36.6	35.8	36.3
無料講習会などで習えるようになれば	32.4	33.5	32.8
テレビのリモコン程度に簡単になれば	28.9	31.4	28.4
電話程度に簡単になれば	27.6	32.1	25.6
家族が利用できるようになれば	25.7	17.2	32.3
健康や医療サービスを利用する際に必要になれば	24.0	30.3	23.3
月当たり負担額が安くなれば	23.5	22.9	21.0
電子的な情報のやりとりの信頼性が高まれば	20.6	20.8	19.3
その他の条件が整えば	19.8	22.0	17.0
どうあっても利用しない	11.0	17.2	8.4

※回答率は、全インターネット非利用者または高齢者層・主婦層のインターネット非利用者における回答率(出典) インターネット利用格差に関する調査

(イ) その他の原因

しかし一方で、この「インターネット利用格差に関する調査」における「インターネット非利用者が利用するための条件」の質問に対し、「どうあっても利用しない」(17.2

%)と回答した高齢者が多いことにも注意しなければならない(図表10)。すなわち、前述の二つの問題(情報バリアフリーと情報リテラシーの問題)が解決されたとしても、全ての高齢者がインターネットを利用するとは限らないことを示している。この「どうあっても利用しない」高齢者に対しては、インターネット利用に代わる情報通信を活用した、高齢者支援の方策を検討する必要がある。

(ウ) 情報化に伴う弊害

また、同じ質問に対して、「電子的な情報のやりとりの信頼性が高まれば」(20.8%)という回答も少なくない。これは情報化に伴う弊害への懸念の表れの一つであると考えられる。ホームページの改ざんなどのサイバーテロや個人情報の漏洩などに対する不安である。「個人情報の保護」や「サイバーテロ」といったセキュリティ確保の問題についても積極的に取り組み、情報通信利用への不安を取り除く必要がある。特にこれらの情報化に伴う問題は、高齢者に限らず情報通信を利用する者全てにおける問題でもあり、今後の方策の中で考慮する必要がある。

(5) 情報バリアフリーと情報リテラシー

高齢者におけるデジタル・ディバイドを解消するためには、高齢者の「情報バリアフリー」や「情報リテラシー」の問題を解決する必要がある。

(ア) 高齢者の情報通信利用促進の取り組みの現状

行政では、「情報バリアフリー」環境整備や高齢者の「情報リテラシー」向上に関する様々な取り組みが行われている。

(a) 国や都の取り組み状況

① 「情報バリアフリー」環境の実現に向けた国や都の取り組み

国では、インターネット等の情報通信システムを誰もが有効に利用できる環境を実現するため、平成10年12月から、「『情報バリアフリー』環境の整備の在り方に関する研究会」を開催し、平成11年5月に研究会としての報告書を取りまとめた(図表11)。

図表11 「『情報バリアフリー』環境の整備の在り方に関する研究会報告書の概要
(平成12年度「通信白書」より)

【目的】

情報通信の高度化と高度化の進展により情報バリアフリー環境の整備と必然性が増加するためその具体的方策を検討

【課題と現状】

- 様々な機関が独自に研究開発をしているため体系的な開発が困難
- 情報通信の利用を支援する技術はあるが、それを必要とする人への情報提供が不十分
- インターネットの普及に伴い、そのアクセシビリティ等新たな課題が発生
- 米国では、法律に基づき、障害者の利用支援技術の普及を推進

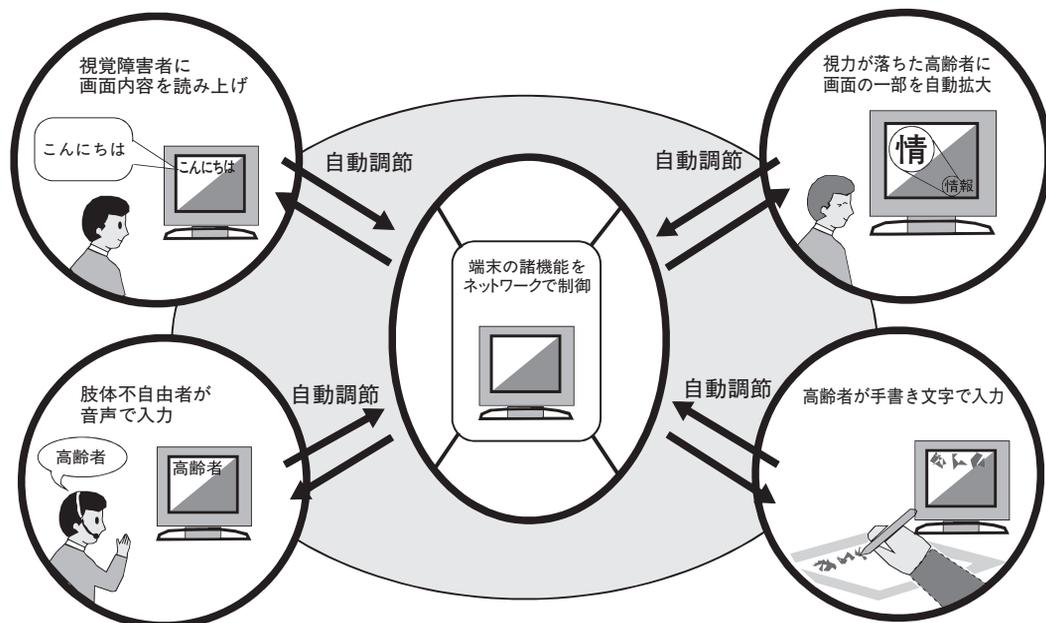
【対応】

『整備の方向性』

誰もが利用可能（ユニバーサル）な機能を持つ情報通信システムの実現

『当面の方策』

- ① 各人が最適な技術を容易に得られる仕組みの構築等利用支援技術や利用方法に関する国レベルのデータベースの整備
- ② 利用支援技術の情報収集・提供・利用者の選択支援システムの開発、利用に関する人的支援業務等、情報通信支援センター機能の検討・整備
- ③ インターネットのアクセシビリティ確保
- ④ NPO（非営利団体）の活動を支援するマネジメント支援組織等の検討



また、情報バリアフリー環境の整備のために、幅広い観点から有識者と意見交換を行うことを目的として、平成11年12月から情報バリアフリー懇談会を開催し、平成12年2月、報告書「21世紀に向けた情報バリアフリー環境整備のための課題」を取りまとめている。さらに、「情報バリアフリー」環境の整備を図ることを目的として、次の研究開発や実証実験などを実施している。

- * 情報バリアフリー型通信・放送システムの研究開発（図表12）
- * 福祉支援情報通信システムの開発・展開
- * 高齢者・障害者のためのホームページ簡易制作システムの実証実験
- * 高齢者・障害者向け通信・放送サービス充実研究開発助成

この他にも、これらの報告書等に基づいた施策が展開され、「情報バリアフリー」に向けた取り組みがなされている。

また、東京都でも、平成12年4月に「東京における情報化ビジョン」を策定し、この中で「情報バリアフリー」についての検討が行われている。

このように、国や都において、「情報バリアフリー」の実現に向けた取り組みが行われているが、技術面では研究段階や実験段階のものもあり、また、施策面では検討が行われているが、まだ、実施には至っていないものも多く、「情報バリアフリー」環境の整備は決して十分とはいえない。

② 高齢者の「情報リテラシー」向上の国や都の取り組み

国においては、平成12年11月29日に成立した「IT基本法（高度情報通信ネットワーク社会形成基本法）」に基づき設置された、「IT戦略本部（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部）」で、「我が国が5年以内に世界最先端のIT国家となることを目指す『e-Japan戦略』」が平成13年1月22日に決定された。この中では、「高齢者・障害者等に配慮しつつ、すべての国民の情報リテラシーの向上を図ることを目的として、地方公共団体や地元企業を活用したボランティア精神に基づくNPO的な取り組みを支援する」としている。そして、「ITを指導する人材の登録・派遣制度を導入し、企業・大学等の人材を能力に応じ、必要な場所へ派遣する外部人材の登用を強化する」など、主にITを指導する人材の育成を行っていくとしている。

また、東京都でも、平成12年4月に「東京における情報化ビジョン」を策定し、この中で高齢者や障害者の「情報リテラシー」の向上支援について検討が行われて

いる。

このように、国や都において、「情報リテラシー」の実現に向けた取り組みが行われているが、国は、高齢者・障害者等に配慮するとしながらも、「e-Japan 戦略」の内容は、すべての国民の「情報リテラシー」の向上を目指すものである。現時点では高齢者や障害者の「情報リテラシー」の向上を特別に考慮しているとはいえない。都も具体的な施策の展開はこれからである。

(b) 板橋区の取り組み状況

① 「情報バリアフリー」環境の実現に向けた板橋区の取り組み

「情報バリアフリー」については、この課題への対応が強く求められるのは国や機器等の開発事業者などが中心となるため、区としての直接的な係わりは少なく、板橋区でも具体的な取り組みはあまり行われていない。

板橋区では、高齢者・障害者の中でもとりわけ画像情報へのアクセスが困難である視覚障害者に配慮したホームページについて、内部検討会で報告がされている。また、身体障害者に対しては、生涯学習出前講座で「パソコンを利用した重度身体障害者の自立への挑戦」をテーマに、加賀福祉園が研究している重度身体障害者のパソコン利用のための特殊入力機器の実践例について紹介が行われている。これも「情報バリアフリー」に向けた取り組みの一つであるといえる。

このように、板橋区でも「情報バリアフリー」に向けた取り組みは一部では行われているものの、組織的な取り組みは行われておらず、第一歩を踏み出した状態である。

② 高齢者の「情報リテラシー」向上の板橋区の取り組み

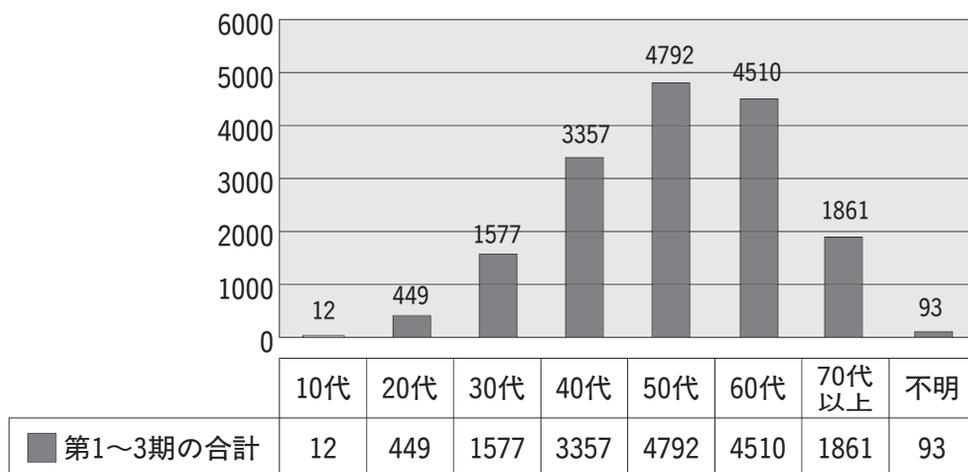
高齢者のインターネット利用促進の具体的な方策としては、「高齢者へのインターネットの内容や利用の習得を目的とする学習機会の提供」、「インターネットなどの利用の初期段階における、対面あるいは対一などの形で利用を手助けする高齢者への人的支援」、「高齢者のインターネット活用機会や場の提供」などが考えられる。

《学習機会の提供について》

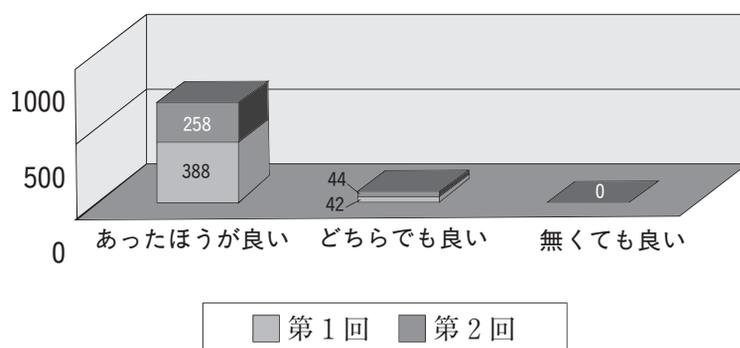
板橋区の高齢者へのパソコンやインターネット利用の学習機会の提供状況については、平成12年度は、生涯学習の一環としていくつかのパソコン関係の公開講座は実施されているものの、高齢者だけを対象とした公開講座は限られたものしかなく、特にインターネットの操作まで踏み込んだ高齢者だけの公開講座はない。

平成13年度は、新規事業として「IT講習」が実施されている。この講習は受講対象者を20歳以上の都内在住者とし、受講予定人員13,224人、実施予定講座数648講座と大規模である。「IT講習」は全5期で行われているが3期までの年代別の申込数は「図表13」の通りである。60代以上の申込者数が全体の四割近くを占めており高齢者の「情報リテラシー」の向上が期待できる。一方、この講習の受講者へのアンケート結果では、「シニアや主婦のための講座について」「あったほうが良い」と回答している者が8割を超えており、年齢別などの講習の実施が望まれている(図表14)。その理由としては、「若い人とは覚えるペースが違うので、ついていけないところがある」「若い人とは違ってキーボードを打つのが遅いので」「同年代の方が質問しやすく学びやすい」「シニアならではの、主婦ならではの、の話題に沿った講習を受けたい」などが挙

図表13 インターネットを利用していない(利用できない)理由 (%)



図表14 シニアや主婦のための講座設定について (IT講習) 受講者アンケート結果より)



げられている。また、その他の意見・感想・要望では、「一度では覚えられないので再講習があればいい」「引き続き受けられる講習があるといい」など、再講習を希望する意見が多い。

また、板橋区は直接関与していないが、板橋区が実施している概ね 60 歳以上の区内在住者を対象にした高齢者大学「グリーンカレッジ」の卒業生OB会において、パソコンやインターネットの利用技術の習得などを目的に独自の講習会が実施されており、高齢者を対象としたインターネット関係の講座として注目される。

このように、板橋区が直接実施している高齢者だけを対象にしたインターネット利用のための公開講座はなく、また、「IT講習」も対象を 20 歳以上としており、高齢者だけを対象にした学習機会の提供は十分とはいえない。

《人的支援について》

人的支援については、高齢者がパソコンやインターネットを利用する際に、対面あるいは一対一で指導や相談に応じるなどの支援であり、高齢者の自宅などに出向き指導したり、利用にあたり高齢者が困っている場合に助言や相談に応じたりするものである。これは、要介護者など身体機能の低下により「IT講習」などに参加したくても外出が困難な高齢者への支援といえる。

このような人的支援は、商業ベースやボランティア団体・NPOなどによるものもあるものの、行政が直接実施しているものはほとんどないと思われる。板橋区もこのような人的支援は行っていない。

ボランティア活動を全国的に見た場合、ボランティア団体やNPOなどにより、高齢者のパソコンやインターネット利用のための講習会などが実施されており、その中には、広島県にある「シニアネット・ひろしま」というNPOのように、在宅介護者を対象に、パソコンについての訪問指導を行っている団体もある。しかし板橋区においては、板橋区ボランティアセンターのホームページで紹介されているグループの中に、高齢者を対象にパソコンやインターネット利用の講習などを活動目的としているものはない。

《機会や場の提供について》

高齢者の「情報リテラシー」の向上のためには、高齢者が自由にパソコンやインタ

ーネットを活用できる機会や場があることが望ましい。講習修了者などの一定の「情報リテラシー」も持った高齢者が、その「情報リテラシー」を活用できる機会や場があれば、「情報リテラシー」の更なる向上が期待できる。しかし、板橋区では講習以外で区民が区の施設などで自由にインターネットを利用・活用できる機会や場の提供は行っていない。

(イ) 板橋区における「情報バリアフリー」環境整備と「情報リテラシー」向上の方策

情報化社会の中で、人々がいきいきと暮らしていくためには、全ての人が情報通信の利便性を享受できることが必要である。板橋区は住民に最も身近な基礎的自治体の責務として、「情報バリアフリー」環境の実現や高齢者の「情報リテラシー」の向上の問題に、積極的に取り組んでいかなければならない。

(a) 「情報バリアフリー」環境の実現に向けて

同じ「バリアフリー」という言葉が使われているものとして、「まちづくりのバリアフリー」がある。これは道路や建物の段差解消など、ハード面でのバリアフリーで、高齢者や障害者を含む全ての人がそこに住み自由に行動できることを目的としている。この「まちづくりのバリアフリー」が「現実」の世界を対象にしているのに対し、「情報」という世界を対象にしているのが「情報バリアフリー」である。対象とする世界が違って、バリアを取り除き誰もがその世界で自由に行動できるようにする点で目的は同じである。

「まちづくりのバリアフリー」については、「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」や「ハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律）」あるいは「東京都福祉のまちづくり条例」や「板橋区福祉のまちづくり整備指針」などに基づき板橋区もバリアフリー化を進めている。今後は、「情報バリアフリー」についても「まちづくりのバリアフリー」と同様に進める必要がある。

ただし、全ての人が使いやすい「ユニバーサルデザイン」された通信機器の開発・研究や、高齢者や障害者を配慮した通信・放送サービスなどは、主に国や企業などが担う分野である。従って、板橋区としては次のような取り組みをすべきであると考える。

《「情報バリアフリー」環境の整備》

提言①【区民などに「情報バリアフリー」の必要性を周知するとともに、年齢や能力に関わりなく全ての人が使いやすい「ユニバーサルデザイン」された情報通信機器

の普及に努める。また、「情報バリアフリー」環境整備に向けた区としての取り組みのあり方を組織として検討する。】

例えば、パンフレット作成による周知や、高齢者福祉施設への機器の展示や身体機能の低下した高齢者への機器の紹介などが考えられる。

(b) 高齢者の「情報リテラシー」の向上を目指して

身体機能の低下した高齢者でも自由に操作できる「ユニバーサルデザイン」された情報通信機器の普及など「情報バリアフリー」環境が整備されても、高齢者がインターネットなどの利用の仕方を知らなければ情報格差は解消されない。このため、板橋区としても、高齢者の「情報リテラシー」の向上に努める必要がある。板橋区としては次のような取り組みをすべきであるとする。

《学習機会の提供》

提言②【高齢者だけを対象にした、パソコンやインターネット利用などの講習会を実施する。】

高齢者だけの講習であれば高齢者のペースで講習が行える。同時に、同年代の友人を誘い合っでの参加など、受講率のアップが期待できる。

なお、講習を実施する際には、人材の活用やNPOやボランティアの育成の必要性から、NPOやボランティアなどの協力を得ながらの実施が望ましい。例えば、役割分担として行政が講習会の場を提供し、実際の講習そのものはNPOやボランティアなどが実施するなどが考えられる。

《人的支援》

提言③【パソコンやインターネット利用の初期段階の高齢者に対し、高齢者の持つ事情に配慮した、対面あるいは一対一で指導や相談に応じる人的支援をNPOやボランティアの協力を得ながら実施する。】

要介護者など、自宅から出ることが困難で、「IT講習」などパソコンやインターネットなどの講習会に参加できない高齢者に対しては、高齢者の持つ事情に配慮した、対面あるいは一対一で指導や相談に応じる人的支援が必要である。しかし、これらの支援を区が直接行うことは、行政と住民との役割分担のあり方や、生活が困難な人々を社会全体で連帯して支える仕組みづくりの必要性などからは、好ましくない。そこで、社会的活動が活発化している、NPOやボランティア団体との協働により推進していくことが望ましい。

板橋区の支援の仕方としては、高齢者とボランティア活動団体との間のコーディネーターとして関わっていく支援が考えられる。例えば、パソコンやインターネットの講習を受けたいと希望していても、要介護者など自宅などから出ることが困難な高齢者に対して、個別訪問などによるパソコンやインターネット利用の促進のための活動を行っているボランティアを紹介する支援である。

また同時に、NPOやボランティア団体の中には人材や資金面で苦慮しているところも多く、これらに対する支援も検討する必要がある。

《活動の場の提供》

提言④【講習修了者などの一定以上の「情報リテラシー」を持った高齢者に対し、その「情報リテラシー」を活用できる機会や場を提供する。】

高齢者が講習を受け、パソコンやインターネット利用の技術を習得した後に、高齢者がインターネットなどを自由に活用できる機会や場があれば、さらに「情報リテラシー」の向上が期待できる。

例えば、高齢者へのシニアネット（高齢者を主たる構成員とし、インターネットなどにより相互交流を図ることなどを目的として設立された団体）の紹介や、登録制度によるEメールなどの活用者の紹介などがある。シニアネットは活動拠点や会場の確保に苦慮している場合が多く、シニアネットに対しては活動拠点や会場確保の支援を行っていく必要がある。

また、ピア・サポート（利用者と同じ立場のひとによる活動）の人材の発掘・育成の重要性から、高齢者がインターネットやパソコン講習の講師となる機会を提供できるシステムを構築することも必要である。

(6) 情報化による高齢者支援の今後

情報通信を活用した高齢者支援はインターネットの活用だけではない。例えば、豊島区の池袋の地域では、一人暮らしの高齢者のポットとパソコンネットとを結び、センターに送られてきた情報をボランティアの主婦たちが監視し、日常的な使われ方をしているか否かで高齢者を見守っているという。これも情報通信を活用した高齢者支援の一つである。また、今やインターネットの利用はパソコンだけでなく、携帯電話の「iモード」や家庭電話の「Lモード」でも利用できる。このうち「iモード」の活用例としては、板橋区が全国の自治体に先駆けて実施している介護関連情報の提供があり、また、「Lモード」について

は、東京都がパソコンの苦手な高齢者でも「Lモード」を使って福祉情報が検索できるサービスを平成14年3月から開始する。この他にも、これらの情報通信の特性を活用した新たな高齢者支援が生まれることが予想される。そして、板橋区において整備が進められている都市型CATVなどを利用した新たな高齢者支援も期待できる。

従って、情報通信技術が絶えず進歩する中で、板橋区としてもそれを活用した新たな高齢者支援の可能性を絶えず検討していく必要がある。

また、同時に、セキュリティの確保の問題にも取り組まなければならない。個人情報保護制度の遵守とともに、ホームページの改ざんやインターネット上でのプライバシー侵害などのいわゆるサイバーテロ対策などである。板橋区としてもこれらの問題に取り組み、区民が安心して情報通信を利用できる環境を整備する必要がある。さらに、情報通信にもなう電子署名や電子決裁の必要性から、現在行われている主に紙による文書管理や印鑑重視の行政事務も見直していかなければならない。いずれにしても、誰もが安心して情報通信を利用できる環境を整備していくことが求められている。